（前のページより続き）

〔官庁報告〕

官庁事項

人事院規則二―四（人事院の職員に対する権限の委任）第二項の規定に基づき、人事院規則一―七四（職員の公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構への派遣）に定める人事院の権限及び所掌事務の一部委任に関し、決定した件（人事院公示一七）……一三五

〔公　告〕

諸事項

裁判所

破産、免責、再生関係……一三五

特殊法人等

首都高速道路株式会社工事一部完了、土地家屋調査士名簿登録等、二〇二〇（令和二）年度公害防止管理者等国家試験関係……二〇八

地方公共団体

行旅死亡人関係……二一〇

会社その他

会社決算公告……二一二

本号で公布された法令のあらまし

◇個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（法律第四四号）（個人情報保護委員会）

一　個人情報の保護に関する法律の一部改正関係（第一条関係）

1　定義

定義に関することとして、次に掲げるものを規定することとした。

㈠　保有個人データから一年以内の政令で定める期間以内に消去することとなるものを除く旨の規定を削ること

㈡　仮名加工情報

㈢　仮名加工情報取扱事業者

2　個人情報取扱事業者等の義務

個人情報取扱事業者等の義務として、次に掲げるものを規定することとした。

㈠　不適正な利用の禁止

㈡　漏えい等の報告等

㈢　第三者提供の制限

㈣　外国にある第三者への提供の制限

㈤　個人関連情報の第三者提供の制限等

㈥　保有個人データに関する事項の公表等

㈦　開示

㈧　利用停止、消去等

3　仮名加工情報取扱事業者等の義務

仮名加工情報取扱事業者等の義務として、仮名加工情報の作成等や仮名加工情報の第三者提供の制限等について規定することとした。

4　監督

監督に関することとして、次に掲げるものを規定することとした。

㈠　個人関連情報取扱事業者及び仮名加工情報取扱事業者の監督を個人情報保護委員会が行うこと

㈡　報告及び立入検査

㈢　勧告及び命令

㈣　権限の委任

5　民間団体による個人情報の保護の推進

民間団体による個人情報の保護の推進に関することとして、認定、変更の認定、対象事業者について規定することとした。

6　送達

送達に関することとして、送達すべき書類、送達に関する民事訴訟法の準用、公示送達、電子情報処理組織の使用について規定することとした。

7　個人情報保護委員会

個人情報保護委員会に関することとして、所掌事務について規定することとした。

8　雑則

適用範囲や国際約束の誠実な履行等について規定することとした。

9　罰則

罰則に関することとして、次に掲げるものを規定することとした。

㈠　個人情報保護委員会による命令に違反した行為者に対する法定刑を一年以下の懲役又は一〇〇万円以下の罰金に引き上げる等、行為者に対する罰則の法定刑を引き上げること

㈡　個人情報保護委員会による命令に違反した場合、法人等に対する罰金の上限額を一億円に引き上げる等、法人に対する罰則の法定刑を引き上げること

10　その他

その他所要の規定の整備をすることとした。

二　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正関係（第二条関係）

1　個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う規定の整備

㈠　特定個人情報の漏えい等が生じた場合における個人番号利用事務等実施者から個人情報保護委員会への報告及び本人への通知に係る規定を整備することとした。

㈡　罰則に係る規定を整備することとした。

三　医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律の一部改正関係（第三条関係）

1　個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う規定の整備

㈠　医療情報等又は匿名加工医療情報の漏えい等が生じた場合における認定匿名加工医療情報作成事業者から主務大臣への報告等に係る規定を整備することとした。

㈡　医療情報取扱事業者による認定匿名加工医療情報作成事業者への医療情報の提供に係る規定を整備することとした。

㈢　罰則に係る規定を整備することとした。

四　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇公職選挙法の一部を改正する法律（法律第四五号）（総務省）

1　町村議会議員選挙及び町村長選挙における選挙公営の拡大

町村議会議員選挙及び町村長選挙に係る次の事項につき、条例による選挙公営の対象とすることとした。（第一四一条第八項、第一四二条第一一項及び第一四三条第一五項関係）

㈠　選挙運動用自動車の使用

㈡　選挙運動用ビラの作成

㈢　選挙運動用ポスターの作成

2　町村議会議員選挙におけるビラ頒布の解禁

町村議会議員選挙における選挙運動用ビラの頒布を解禁することとし、その上限枚数を一、六〇〇枚とすることとした。また、ビラの種類、頒布方法、規格等は市議会議員選挙と同様とすることとした。（第一四二条第一項第七号等関係）

3　町村議会議員選挙における供託金制度の導入

㈠　町村議会議員選挙について供託金制度を導入することとし、その額を一五万円とすることとした。（第九二条第一項関係）

㈡　供託物没収点は、市議会議員選挙と同様とすることとした。（第九三条第一項関係）

4　この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行することとした。